

令和元年度第4回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所：令和元年7月2日（火）15:30～16:20 評議会室

出席者：廣川理事長、青木副理事長、倉茂理事、高橋理事
林理事、木村理事、山本監事、元永監事

欠席者：山根理事

事務局：久保田事務局次長、山田総務課長、辻財務課長、小椋経営企画課長、
澤村学生・就職支援課長、郡田教務課長、土淵地域連携・研究支援課長
杉田課長補佐、吉田主幹

令和元年度第3回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録（案）について、原案を一部修正のうえ承認された。

〔主な質疑・意見等〕

- ・議題2での質疑において「寄付や競争的資金に伴う間接経費を増やすしかない」とあるが、予備知識なくこの議事録を見た時に意味が分からないのではないか。
- ・当該箇所について、文章も長くてわかりにくい。
→説明を追加するなど、わかりやすい内容に改める。

議 題

（審議事項）

1 公立大学法人滋賀県立大学発ベンチャー認定制度の創設について

土淵課長から資料に基づいて説明があった。意見交換が行われ、本日の議論を踏まえて考え方を整理し、次回役員会で継続して審議することとされた。

〔主な意見・質疑等〕

- ・ベンチャー制度の外枠がよくわからなかった。例えば、本学で助産師資格を取得した者が助産院を開設する場合でも（1）認定等の要件の①イに該当するように思うが、それでは、ベンチャーの語義と合わないように感じる。どういうものにどういう支援をするのか、もう少し練った方が良いのではないか。
- ・一時彦根でお産をする場所がないと問題にもなっていた。助産師資格を取得した者が地域に根ざして助産院をすることは社会に役立つことではあるが、そこまで対象にするのかどうかを検討しておかないと、運用を始めてから混乱が生じることにならないか。
→「ベンチャー」とは一般的に、収益が確定しない新規事業全般と受け止められている。既存の業態であっても認定するのか、新規性はなくても地域への貢献があるとして認定するのかなど、申請された事業内容を審査する中で判断したいと考えている。
- ・どういったものを認定の対象にするか、大枠が決まっていなければ、制度運用はしにくいのではないか。
→規程等で全て定めてしまうと、申請すること自体ができなくなることも懸念される。間口は広く取って、提案内容や、大学に対する要請内容を見極めながら判断していく制度設計としている。

- ・いい制度を作っていただくとしていると思うし、ある程度フレキシブルに対応していく必要はあると考える。各大学でこういった取り組みを進めているなか、本学の特徴を出していくという意味でSDGsの考え方があるのではないかと考える。
助産院の開設等、事業性や需要が読めるものは、産業界から支援していく体制があると思うので、役割分担や連携をしっかりとすること、そういった枠組みをもつことが重要ではないかと考える。
- ・決算書を報告として求めることとなっているが、中小企業やベンチャーには監査の仕組みがない。決算書を書き換えて提出されることがないように、税務申告書の写しを合わせて提出するよう要綱に明記すべきと考える。
- ・教員の兼業に関する規程との関係は整理できているのか。社長になってはいけないとか時間配分等の定めがあるかと思うが。
 - 申請された事業が認定され、登記がなされた場合には、兼業規程に基づく手続きが必要となる。教員が社長になることも想定しているが、兼業規程に抵触しない範囲で行っていただくことになる。
- ・（１）認定等の要件の①ウについて、学生が自宅等を登記場所にしたくないため大学を登記に用いるというのであれば、ベンチャーの発想から離れてしまっている。幅を持たせすぎでは反社会的な起業も可能となるのではないかと。ウの要件を残すのであれば、（４）便宜措置の③「施設を借り受ける場合において、その期間中のみ登記の住所を当該施設の住所とすること」は外す方がよいと考える。
 - 反社会的なものは当然許されるものではない。便宜措置についても、全て認めるもの、そうでないものがあると考えている。認定についても便宜措置についても申請内容、事業内容の審査の中で判断していきたい。
- ・他大学で登記を認めているのは、大学の室を借り受けている場合で、一定使用料等を徴収しているケースに限られるのではないかと。
 - レンタルラボの使用について要請があり、空きがあれば、要請を認めるものと考えている。また、この時の使用料等を便宜措置として支援の対象とすることも想定しているところ。
- ・本学を住所にした会社が登記され、会社ごと反社会的勢力等に売却してしまうようなことも考えられるが、そういったことができないよう、契約を取り交わすなど法的な担保を取っておく必要があるのではないかと。
 - 認定に係る申請内容からしか判断できないところであるが、滋賀県の暴力団排除条例等も参考にしながら事務を進めたいと考えている。
- ・知的財産権に関する取扱いについても、整理し、示しておくべきと考える。

（報告事項）

1 平成30年度監事監査結果報告書について

山本監事から資料に基づき報告があった。

2 日本電気硝子株式会社との産学連携の協力推進に関する包括協定締結について

土淵地域連携・研究支援課長から資料に基づき報告があった。